

民間提案制度における提案者へのインセンティブの取扱いについて

大口町が実施する民間提案制度において、提出された提案が町の事業計画に採用された場合、その後の事業者選定（公募型プロポーザル方式等）におけるインセンティブ（評価上の加点）を以下の通り定めます。

1. インセンティブ付与の基準

採用された提案の区分に応じ、当該事業の事業者選定における評価点（満点）に対し、以下の割合を乗じた点数を加点します。なお、複数の項目に該当する場合であっても、加点の合計は総合評価点の10%を上限とします。

採用した民間提案と実施事業内容	加点割合
提案の全面採用	提案により創出される VFM 割合と同等 (VFM5%の場合、総配点の 5%)
提案の一部採用	提案により創出される VFM 割合の半分 (1/2) (VFM5%の場合、総配点の 2.5%)
他事業との一体実施	提案により創出される VFM 割合の半分 (1/2) (VFM5%の場合、総配点の 2.5%)

※VFM (Value For Money) 割合：従来手法（町が直接実施した場合等）の財政負担額に対し、民間提案により削減される実質的な町費負担額の割合を指します。

2. 加点の認定方法

加点割合の算定根拠となる VFM については、提案資料に基づき、町が設置する審査委員会等において、その妥当性・実現可能性を客観的に評価した上で確定します。

3. その他

- 本制度は、民間の創意工夫を早期に引き出し、町の財政負担軽減と公共サービスの質的向上を両立させることを目的としています。
- 提案に要する費用は原則として提案者の負担となりますが、採用された提案内容は次期事業の要求水準書等に反映されます。